

特記仕様書

第1 乙は、契約書、収穫調査委託契約約款、収穫調査委託標準仕様書に定めるもののほか、この仕様書に基づき契約を履行するものとする。

第2 乙は、調査仕様書第1項の現地踏査後に監督員と調査内容等について打合せを行ったうえで調査を実施し、調査終了後には速やかに監督員に報告するものとする。

第3 乙は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

第4 乙は、収穫調査委託箇所において、空間放射線量率の測定結果が、 $0.50 \mu\text{Sv/h}$ を超えた場合は、速やかに監督員に報告するものとする。

第5 乙は、リモートセンシング技術のうち、点群データ取得後解析により材積を算出する方法で、地上からのLiDAR搭載機器（TLS等）により調査を実施する場合は、計測開始地点及び計測終了地点を含み、空間的偏りがない最低限2箇所以上に杭の設置又は立木への標示により、解析後作成する立木配置図と現地を対応付けできるようにしておくこと。なお、復命書備考欄に使用した手法、手段等を記載するものとする。

第6 乙は、調査結果報告書等の提出にあたり、提出方法（電子データもしくは紙）については甲から指示を受けること。リモートセンシング技術のうち、点群データ取得後解析により材積を算出する手法により調査を実施した場合は、las等の形式により調査結果を電子データにより納品すること。

電子データ納品の場合は、ファイル形式について甲の指示を受けること。納品するデータは提出前に、信頼できるウイルス対策ソフトにより、その時点で最新のパターンファイルを用いてウイルスチェックを行わなければならない。